

第1章 川越市の概要

第1節 位置

本市は、埼玉県南西部に位置し、さいたま市や川島町など9市2町に隣接しています。首都圏30km圏内にある中核都市である一方、武蔵野の面影を残す雑木林や、多くの河川・水田・田畑等の豊かな自然にも恵まれています。

第2節 歴史

本市は、古代より住環境に適していたことにより、縄文・弥生の住居跡など遺跡の多いまちです。

天正18年(1590年)徳川家康の関東入府に伴い、城下町として栄え、江戸に対する豊富な物資の供給地として重要な位置を占めました。特に新河岸川の舟運により物資を輸送したことで商業が発展し、後に小江戸と呼ばれるほど繁栄し、現在の都市の骨格が形成されました。

明治4年(1871年)廃藩置県により川越県となり、明治9年(1876年)埼玉県に、明治22年(1889年)4月の町村制の実施により川越町が誕生し、さらに大正11年(1922年)12月には県下初の市制を施行しました。

昭和14年に田面沢村と、昭和30年には隣接9ヶ村と合併し、現在の東西 16.27km、南北 13.81km、面積 109.13km²の市域となりました。

現在は、都心から30kmの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、商品作物を生産する近郊農業、交通の利便性を活かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を持ち合わせた衛星都市として発展しています。

平成15年4月には、全国で31番目、そして埼玉県では初の中核市となり、県より約 2,500 の事務が委譲されました。

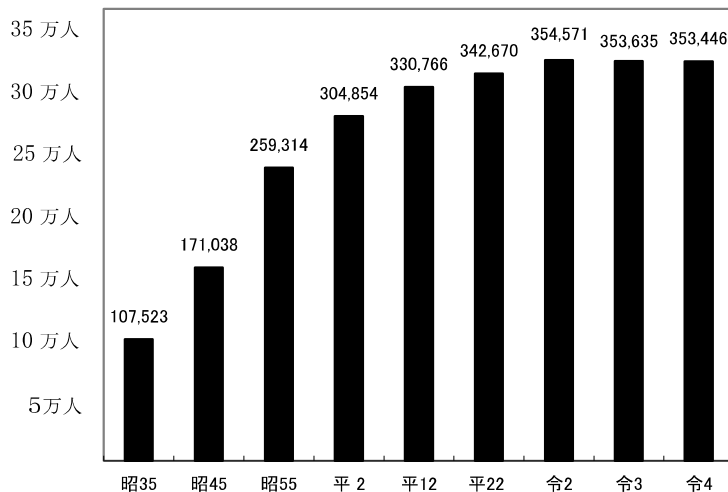
第3節 人口

人口の推移を見ると、昭和30年に10万人に達した人口は、その後、昭和44年1月に15万人、昭和48年6月に20万人に増加、平成2年5月末には30万人を突破し、現在に至っています。

世帯数については、昭和45年 44,610 世帯、昭和60年 85,450 世帯と増加し、平成3年11月末には10万世帯を突破し、現在、約17万世帯となっています。

図1-1-1 人口の推移

※国勢調査(令和3、4年を除く)より
※各年10月1日時点



第4節 水系

河川は荒川水系に属し、1級河川が10河川、準用河川が4河川あり、さらには伊佐沼といった良好な水辺地もあります。

表1-1-1 市内を流れる主要河川

●一級河川

名称	流路距離	管理者
荒川	6.3 km	国土交通省
入間川	19.0 km	国交省・埼玉県
越辺川	2.0 km	国土交通省
小畔川	10.3 km	国交省・埼玉県
南小畔川	3.4 km	埼玉県
新河岸川	11.7 km	埼玉県
不老川	4.6 km	埼玉県
九十川	4.4 km	埼玉県
びん沼川	2.7 km	埼玉県
新河岸川放水路	0.7 km	埼玉県

●準用河川

名称	流路距離	管理者
天の川	3.8 km	川越市
古川	3.6 km	川越市
今福川	1.7 km	川越市
久保川	2.5 km	川越市

第2章 行政組織

第1節 環境部の組織と業務内容(令和4年度)

環境政策課
●環境推進担当 ●地球温暖化対策担当 ●みどりの担当
[主な取扱い業務] ・環境基本計画の推進 ・環境学習の推進 ・かわごえ環境ネット事務局 ・地球温暖化対策の推進 ・環境マネジメントシステムの推進 ・公共施設、事業所、家庭等の省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギー機器等普及促進事業 ・再生可能エネルギー導入の推進 ・緑の基本計画の推進 ・緑地保全 ・緑化推進 ・鳥獣飼養及び有害鳥獣捕獲許可事務 ・特定外来生物の防除

環境対策課
●騒音・管理担当 ●大気・土壌担当 ●水質・浄化槽担当
[主な取扱い業務] ・騒音・振動防止対策 ・悪臭防止対策 ・あき地の環境保全 ・河川浄化団体事務局 ・大気汚染防止対策 ・特定化学物質届出事務 ・ダイオキシン類対策 ・水質汚濁防止対策 ・土壌汚染対策 ・浄化槽の維持管理等の指導

産業廃棄物指導課
●審査担当 ●指導担当
[主な取扱い業務] ・産業廃棄物関連許可審査及び指導 ・一般廃棄物処理施設設置許可審査及び指導

・PCB廃棄物適正処理指導 ・建設リサイクル法関連指導 ・産業廃棄物不法投棄対策 ・自動車リサイクル関連許可審査及び指導 ・土砂のたい積の許可審査及び指導

資源循環推進課
●管理担当 ●減量リサイクル推進担当 ●環境プラザ担当
[主な取扱い業務] ・一般廃棄物処理の企画及び調整 ・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可、指導及び監督 ・吸込み下水槽設置等補助 ・し尿汲み取り委託、調整交付金の交付 ・ごみ減量及びリサイクルの推進 ・廃棄物減量等の啓発 ・集団回収事業 ・環境プラザの運営 ・廃棄物のリサイクル啓発事業の推進 ・廃棄物の再生利用事業の推進 ・粗大ごみの収集運搬

収集管理課
●管理担当 ●業務担当
[主な取扱い業務] ・一般廃棄物(家庭系)の収集運搬 ・一般廃棄物(家庭系)の収集業務委託 ・一般廃棄物(家庭系)の排出指導 ・一般廃棄物の不法投棄対策 ・ごみ集積所の新設・移動・廃止 ・施設及び車両の管理

環境施設課
●管理担当 ●施設整備担当 ●東清掃センター施設管理担当 ●資源化センター施設管理担当 ●小畔の里クリーンセンター ●環境衛生センター施設管理担当
[主な取扱い業務] ・一般廃棄物処理(中間処理・最終処分・し尿処理) ・一般廃棄物処理の業務委託 ・一般廃棄物処理施設の整備

第3章 審議会

第1節 川越市環境審議会

環境基本法の施行及び公害対策基本法の廃止に伴い、平成6年8月1日、それまで設置されていた川越市公害対策審議会(設置根拠:公害対策基本法第30条に基づき制定された川越市公害対策審議会設置条例)を廃止し、川越市環境審議会(設置根拠:環境基本法第44条に基づき制定された川越市環境審議会条例)を新たに設置しました。

その後、平成18年11月1日に川越市環境審議会条例を廃止し、同日に施行された川越市良好な環境の保全に関する基本条例第31条を設置根拠として現在に至っています。

表1-3-1 第14期川越市環境審議会委員名簿
(20名:区分ごとに50音順、但し市議会議員については議席順)※令和5年2月28日時点

■1号委員(学識経験者)

氏名	所属団体等
糸 真美子	市議会議員
倉嶋 真史	市議会議員
村山 博紀	市議会議員
池浜 あけみ	市議会議員
近藤 芳宏	市議会議員
岸 啓祐	市議会議員
片野 広隆	市議会議員
黒田 泰江	消費生活アドバイザー
小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授
濱口 恵子	十文字学園女子大学名誉教授

■2号委員(公募による者)

氏名	所属団体等
太田 耕造	公募
中山 勝美	公募

■3号委員(関係団体の代表者)

氏名	所属団体等
飯島 希	かわごえ環境ネット
伊藤 幾造	川越商工会議所
小田島 隆	かわごえ環境推進員協議会
鈴木 崇弘	川越環境保全連絡協議会
藤田 龍一	川越市医師会
宮岡 寛	川越市自治会連合会
宮崎 千鶴	川越市女性団体連絡協議会

■4号委員(関係行政機関の職員)

氏名	所属団体等
酒井 辰夫	埼玉県西部環境管理事務所

表1-3-2 令和4年度の活動状況

回数	開催日	内容
第1回	令和4年 5月19日(木)	・会長及び副会長の選出

第2節 川越市廃棄物減量等推進審議会

近年、廃棄物の処理を巡っては、その焼却に伴うダイオキシン類の削減、最終処分場の確保などが深刻な課題となっており、その処理に際しては、多額の費用負担が発生している状況です。こうした中で、従来の廃棄物を集めて燃やし、埋め立てる廃棄物処理型社会から、排出量を抑制し、できる限り再利用・再資源化する循環型社会への転換が求められています。

循環型社会の構築のためには、ごみの減量・資源化、再生利用の推進をさらに積極的に進めていく施策を明確化し、市民のコンセンサスを得ながら展開していく必要があります。

そこで、本市では、幅広い分野の関係者に清掃行政へ参画していただき、市政に反映できる組織として平成4年12月1日に川越市廃棄物減量等推進審議会(設置根拠:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7)を設置しました。

中村 文明	市議会議員
野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所
星野 弘志	特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会
松波 淳也	法政大学教授
村野 昭人	東洋大学教授
村山 博紀	市議会議員

表1-3-4 令和4年度の活動報告

回数	開催日	内容
第1回	令和5年 1月31日(火)	・「ごみ処理基本計画」令和3年度実績に対する点検・評価に関する報告書について

表1-3-3 川越市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
(20名:区分ごとに50音順 ◎会長 ○副会長)

※令和5年3月31日時点

■1号委員(関係団体の代表者)

氏名	所属団体等
◎高橋 健治	川越市自治会連合会
○大塚 淳	かわごえ環境推進員協議会
神田 賢志	川越市PTA連合会
最首 洲子	消費者代表
高橋 祐介	川越地区集団回収事業推進協力会
塚越 恵美子	消費者代表
吉田 忠将	川越商工会議所

■2号委員(学識経験者)

氏名	所属団体等
青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
片野 広隆	市議会議員
河井 一広	公益社団法人全国都市清掃会議
倉嶋 真史	市議会議員
今野 英子	市議会議員
嶋田 弘二	市議会議員
中野 敏浩	市議会委員

